

採用後の勤務条件等

- ・勤務時間は原則午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日・日曜日、祝日、年末年始は休みです。
- ・年次休暇は、1暦年ごとに20日（4月採用のときは最初の年は15日）、最大20日まで翌年に繰り越すことができます。そのほか、特別休暇（夏季、結婚、産前産後、子育て支援、介護、長期勤続、忌引など）、病気休暇の制度があります。

【子育て支援制度の主なもの】

- ・子どもが3歳になるまでの育児休業のほか、週の勤務時間を短縮する育児短時間勤務など、職員が仕事と子育てを両立できるような制度が充実しています。
- また、男性職員の子育ても推進しています。

制度	給与	男性	女性	内容・利用期間等
産前産後休暇	あり	×	○	産前・産後にそれぞれ8週間以内
出産補助休暇	あり	○	×	妻の出産に伴う入退院への付添い等 (入院から産後2週間までの間に3日以内)
父親育児休暇	あり	○	×	妻が出産する場合で、出産に係る子又は小学校就学前の上の子を養育するときの休暇（出産予定日の8週間前から出産の日以後1年までに5日）
子育て支援休暇	あり	○	○	子を看護するときや学校の行事に参加するときの休暇 (小学生以下：年5日(2人以上は年10日まで)、中学生又は特別支援学校(高等部)に在籍する子：年3日(2人以上は年6日まで))
育児休業	なし	○	○	3歳未満の子を養育する場合、期間を決めて休業する制度
部分休業	なし	○	○	小学校就学前の子を養育する場合、勤務時間の始め又は終わりに、1日計2時間内で休業する制度
育児短時間勤務	あり (※)	○	○	小学校就学前の子を養育する場合、5つのパターンの中から希望する短期間勤務の形態を選び、予め決めた曜日や時間帯によって勤務する制度

※勤務時間に応じた給与が支給されます。

- ・「福岡県職員の給与に関する条例」に定める医師職給料表が適用されます。
- ・経験年数に応じた給与の目安は下記のとおりです。

	採用時	採用後10年目
給料	約299,000円	約423,000円
地域手当	約48,000円	約70,000円
扶養手当	—	16,500円
初任給調整手当	約309,000円	約309,000円
合計	約656,000円	約818,500円

※上記の額は、大学を卒業して医師免許を取得し、かつ医師法に定められた臨床研修（2年間）を修了した後、直ちに県に採用された場合です。

なお、採用前の経験年数等により加算される場合があります。

採用後10年目における扶養手当は、扶養家族を配偶者と子1人の場合で算出しています。

初任給調整手当は、原則として採用の日から35年間支給され16年間は定額で、17年目以降は段階的に減額して支給されます。

ただし、これらの額は、今後の条例等の改正（給与改定等）により、変更されることがあります。

※ボーナスは6月と12月の年2回、年間約4.4月分の支給があります。

ただし、今後の条例等の改正により、変更されることがあります。

※これらの手当のほかに、実績に応じて時間外勤務手当や特殊勤務手当が支給されます。

- ・採用後は、県内の各保健福祉(環境)事務所(保健所)等に配属され、その後、保健医療介護部本庁や他の保健福祉(環境)事務所(保健所)等への異動があります。昇任の目安は下記のとおりです。



- ・豊かな創造力と柔軟な思考力を養うために、階層別研修や課題別研修を実施しています。
- また、公衆衛生医師としての専門的知識、技能を高めるための専門研修などもあります。

【保健福祉行政研修】

- ・公衆衛生活動に必要な幅広い知識や技術の向上を目的に、事例検討会や講話を実施しています。

【大学等における研修（基礎研修、専門研修）】

- ・基礎研修（年間50日、3年間）、または専門研修として週1日以内の範囲で大学等の研修を受けることができます。